

令和7年度指名停止業者一覧(建設工事関係)

令和7年5月23日更新

業者名	指名停止理由及び該当事項	指名停止期間
7-1 IHI運搬機械株式会社 新明和工業株式会社	2社は、機械式駐車装置の設置工事について他社と情報共有により、工事の供給に関する調整など、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から、IHI運搬機械株式会社は課徴金納付命令(同法第7条の4に基づき課徴金減免制度適用)、新明和工業株式会社は排除措置命令及び課徴金納付命令(同法第7条の4に基づき課徴金減免制度適用)を受けたことによる。 基準第12号(独占禁止法違反)	令和7年5月23日から 令和7年8月22日まで3か月